

**「国境なきユマニチュード国際会議開催準備業務委託」
提案競技募集要項**

令和7年9月

国境なきユマニチュード推進本部

（福岡市福祉局ユマニチュード推進部ユマニチュード推進課）

1 事業名称

国境なきユマニチュード国際会議開催準備業務委託

2 事業目的

令和 6 年 10 月時点で、日本の総人口は約 1 億 2,380 万人、そのうち 65 歳以上人口は 3,624 万人に達し、高齢化率は 29.3%となった。

アジア全体では、令和 2 年時点で 65 歳以上人口が約 4 億人であったが、令和 32 年（2050 年）には約 9 億人に倍増する見通しである。中国では令和 22 年（2040 年）に高齢化率が 28%を超えるとされ、韓国では令和 17 年（2035 年）に 30%を超える見込みである。東南アジア諸国においても、タイやベトナムなどで高齢化率が急上昇しており、社会保障制度や医療体制の整備が喫緊の課題となっている。

そのような状況を踏まえ福岡市は、ユマニチュードを国際的に普及促進するための拠点「国境なきユマニチュード推進本部」（以下推進本部とする）を、令和 7 年 9 月 1 日に福岡市内に設立した。

推進本部では、福岡市がこれまで独自に取り組んできたユマニチュードをはじめとする認知症への施策について国内外へ広く発信し国際社会への貢献につなげるとともに、認知症に関する海外の最先端の知見をいち早く福岡市へ集積し、市内の高齢者施設の活動や市民の暮らしに役立てていく。

令和 8 年度、推進本部の情報発信の一環として福岡市において国際会議を開催する予定としており、本事業はその国際会議を滞りなく開催するための準備に係る業務を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、契約者双方に異議がない場合は、令和 8 年度の国際会議開催にかかる業務委託について、引き続き契約することが出来るものとする。

4 総事業費

4,000 千円（上限金額、消費税及び地方消費税含む）

5 履行場所

国境なきユマニチュード推進本部事務局（以下事務局とする）が指定する場所

6 委託内容

資料 1「委託業務概要」のとおり

7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下、「参加資格」という。）を有するものでなければ、この提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案事業者決定の日（最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案事業者決定の日（最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2

及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4) 市町村税に係る徴収金を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) 法人若しくは任意団体（以下「法人等」という。）で市内に事業所のあるもの又は業務上の提携を行っている2以上の法人等若しくは個人事業者で構成する共同体（市内に事業所のある法人等を含むものに限る。以下「共同事業体」という。）であること。
- (9) 共同事業体にあつては、構成する各事業者の中から代表事業者（法人等に限り）を定めることとし、かつ、構成事業者の役割分担が明確に定められていること。
- (10) 共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)～(9)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案事業者との共同提案を行っていないこと。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。
なお、最優秀提案事業者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。
- (11) 当該事業により準備する令和8年開催の国際会議について、推進本部から依頼があった場合、その開催、運営にかかる業務委託を受託できる者であること。

8 スケジュール

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年9月25日（木） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年10月2日（木） 17時まで |
| (3) 質問書回答日 | 令和7年10月9日（木） |
| (4) 提案競技参加申込書提出期限 | 令和7年10月16日（木） 17時まで |
| (5) 提案書等提出期限 | 令和7年10月28日（火） 17時まで |
| (6) 提案競技参加辞退期限 | 令和7年10月28日（火） 17時まで |
| (7) 提案事業者プレゼンテーション・選定委員会 | 令和7年10月末（予定） |
| (8) 事業者決定 | 令和7年10月末（予定） |

※提案事業者プレゼンテーション・選定委員会の日程については参加事業者に改めて通知します。

9 質問の受付

- (1) 質問書の提出及び回答
 - ① 受付期限：令和7年10月2日（木） 17時まで（必着）
 - ② 提出方法：「質問書（様式1）」を「15 問い合わせ先・提出先」まで、電子メールにて提出してください。なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

※ 質問事項 1 問につき質問書 1 枚としてください。

※ 「質問書」以外による質問、及び受付期間外の提出は不可とします。

③ 回答方法：福岡市ホームページに掲載します。

④ 回答提示期間：令和 7 年 1 0 月 9 日（木）から令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）まで

1 0 提案競技参加申請書の提出

提案競技への参加を希望する場合は、「6 参加資格」を確認し、「提案競技参加申込書（様式 2 - 1）」を以下のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）1 7 時まで（必着）

(2) 提出先

下記「1 5 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 提出方法

提出書類の原本 1 部を「直接持ち込み」又は「郵送（締切日必着）」にて提出すること。

※ 「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の 1 0 時～1 7 時とする。

※ 「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、④～⑦については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、④～⑪の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書（様式 2 - 1）

② 会社概要（パンフレット等も可）

注 1）事業概要や事業経歴、事業（営業）報告がわかるものを提出すること。

③ 従業員数がわかる資料（パンフレット等も可）

④ 登記事項証明書（法人の場合）

注 1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

⑤ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注 1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注 2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注 3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑥ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注 2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑦ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑧ 委任状(様式2-2)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式2-2により委任状を作成して提出すること。

⑨ 誓約書(様式2-3)

注1) 様式2-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑩ 役員名簿(様式2-4)

注1) 様式2-4に、代表者及び役員(委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑪ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式2-5をもとに作成のうえ提出すること。

(5) 提案競技参加辞退届の提出

提案競技参加申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和7年10月28日(火)17時までに「提案競技参加辞退届(様式3)」を提出すること。

(6) 注意事項

共同提案の場合は、「提案競技参加申請書(様式2-1)」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載し、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出すること。なお、協定書を提出すること。

1.1 運営計画提案書類の提出

提案競技参加申込みを行った者は、以下のとおり「運営計画提案書」を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年10月28日(火)17時まで(必着)

(2) 提出先

下記「1.5 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 提出方法

提出書類の原本6部を郵送(締切日必着)又は持参し、データ(PDF形式)を電子メールにて提出すること。データはZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(事業者名)_企画提案書」(※()は必要事項を記載)とすること。なお、電子メールを送付後に必ず電話にて連絡すること。郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とし、持参する場合の受付時間は、平日10時から17時までとする。

(4) 提出書類

① 運営計画提案書

注)「委託業務概要(資料1)」の内容について、「運営計画提案書作成要領(資料2)」を参照の上、運営計画提案書を作成すること。なお、「委託業務概要(資料1)」の「5 委託内容 (1)~(5)」に関する内容として、運営計画提案書には

それぞれ下記の項目（アからキ）を含むこと。

■委託業務概要 5 - （１） 業務遂行スケジュールの作成

（ア）R7 年度業務スケジュール表

（イ）R8 年度業務スケジュール表（見込み）

■委託業務概要 5 - （２） 運営計画の作成

（ウ）R7 年度準備業務運営計画、人員配置計画

（エ）R8 年度国際会議開催業務運営計画、人員配置計画

■委託業務概要 5 - （３） 広報に関する準備

（オ）R7 年度準備業務運営計画書に広報について提案する項目を設けること

■委託業務概要 5 - （４） 事務局などとの連携

（カ）事務局との連携について提案する項目を設けること

（キ）令和 4 年以降に本事業と同規模以上の国際会議を受注した実績があれば記載すること。

※「委託業務概要（資料 1）」に記載のとおり、本業務の受託者は、令和 8 年の国際会議の開催運営業務を引き続き受託することを想定することで具体的な事業計画案を立て、開催準備業務を遂行することとしているため、想定した R8 年度国際会議開催業務についても資料を作成・提出すること。

② 見積書及び積算内訳書

注）本業務を受託する者は令和 8 年開催予定の国際会議開催業務を引き続き受託することを想定することで具体的な事業計画案を立てることとしているため、準備業務の提案にあたって想定した国際会議開催運営業務についても見積書及び積算内訳書を別途提出すること。

※ 以下に注意して作成すること。

- ・枚数制限なし、A4 横書きとしてください（様式自由）。
- ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするとともに、「4 総事業費」に留意してください。
- ・積算内訳書については、できる限り詳細に分けて記載してください。

1 2 提案事業者プレゼンテーション・選定委員会

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する選定委員会（以下「委員会」という。）を下記のとおり実施します。

委員会に参加する提案事業者については、以下のとおりプレゼンテーション（提案内容の説明及び質疑応答）を行います。

(1) 委員会実施日

令和 7 年 10 月末予定

※ 実施日程は別途お知らせします。

(2) 場所

福岡市役所本庁舎（福岡市中央区天神 1 - 8 - 1）での開催を予定しています。場所は別途お知らせします。

(3) 審査方法

各提案事業者によるプレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分（予定）

※ 提案事業者が 1 団体の場合でも、同様に委員会での審査を行います。

※ 説明者は 1 団体 3 名まで

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに実施し、企画提案書に記載のない追加提案は認めません。

(5) 審査内容

審査は、下記の「評価基準及び配点」に基づき、企画提案書や委員会におけるプレゼンテーションの内容及び質疑応答の内容について行い、最も得点が高いものを最優秀提案事業者候補とします。

なお、全審査委員が合計点数で 60 点以上の評価を行わなければ、最上位者であっても最優秀提案事業者候補となりません。

また、委員会に参加する提案事業者が 1 者のみの場合は、提案内容を審査し、全審査委員が合計点数で 60 点以上の評価を行った場合に、最優秀提案事業者候補とみなします。

《評価基準及び配点（100 点）》

■ 内容点

評価項目	評価基準	配点
委託業務概要5-(1) 業務遂行スケジュール の作成	・本委託業務の事業内容を理解し、必要な業務がスケジュール内に示されているか ・業務を遅滞なく履行できる計画となっているか ・R8年の業務スケジュールも含め実現可能な内容となっているか	20
委託業務概要5-(2) 運営計画の作成	・準備業務及び開催当日の業務について、必要な業務が漏れなく運営計画に含まれており、効率的な計画となっているか ・準備期間及び開催当日の人員配置は業務を確実に遂行できる体制となっているか ・実現可能で信頼できる内容か	45
委託業務概要5-(3) 広報に関する準備	・本委託業務の事業内容を理解し、ポスターやホームページのコンセプトに反映しているか ・高い効果が期待できる提案となっているか ・実現可能で信頼できる提案か	15
委託業務概要5-(4) 事務局などとの連携	・事務局との定例的なミーティングは十分な頻度を想定しているか ・令和 4 年以降に本事業と同規模以上の国際会議を受注した実績があるか ・追加の要望や依頼に対して柔軟な対応が可能か	15
小計		95

■ 価格点

価格評価		
提案に係る費用見積	・本委託業務の事業内容を理解し、必要な業務が不足なく見積もりの中に含まれているか ・業務遂行するための適切な単価、価格設定になっているか	5
小計		5

1 3 最優秀提案事業者の選定

- (1) 最優秀提案事業者の選定
委員会での審査結果を参考に、市において最優秀提案事業者を決定します。
- (2) 結果通知
結果については、速やかに全ての提案事業者に文書で通知するとともに、最優秀提案事業者については、福岡市ホームページにおいて公表します。
※ 結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

1 4 特記事項

- (1) 1 事業者 1 提案とし、1 事業者から複数の提案は認められません。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- (3) 本提案競技において使用する言語は「日本語（商標及び固有名詞を除く）」、通貨単位は「円」とします。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類が揃わなかった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合や、事業収支計画書において設定する負担金について「4 市負担金上限額」に定める額を超えている場合、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とします。
- (6) 提出書類については、明らかな誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な変更を除き、提案内容を変更することはできません。
- (7) 提案に係る費用はすべて提案事業者の負担とします。また、提出された書類等は返却しません。
- (8) 提出書類は、福岡市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となります。
- (9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、評価委員会による評価を行う場合、事業者決定後に事業計画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認める場合には、提案者の承諾を得ずにその全部又は一部を使用・複製することがあります。
- (10) 本提案競技に関して事務局が配布した資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (11) 選定された提案は、事務局との協議により、内容の変更を求めることがあります。
- (12) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (13) 受託者は、提案した事業の実施内容について、改めて事務局と協議を行うこととし、事務局の承認を得たのち着手してください。
- (14) 令和 8 年の国際会議開催については、福岡市の令和 8 年度予算が福岡市議会において承認されることが前提条件となります。

1 5 問い合わせ先・提出先

福岡市福祉局ユマニチュード推進部ユマニチュード推進課 北村
〒816-8620
福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 12 階

T E L : 0 9 2 - 7 0 7 - 3 1 1 7

F A X : 0 9 2 - 7 3 3 - 5 5 8 7

E-Mail : humanitude.pwb@city.fukuoka.lg.jp